

Ⅱ 事業のあらまし

（令和 8 年度）

◆事業運営方針（基本理念）

《使 命》

ノーマライゼーションの理念を踏まえ、
障害のある方、生活障害のある高齢者の方の
様々なニーズを捉え、
住み慣れた地域の一員として
その人らしく質の高い生活ができるよう
リハビリテーションの視点から自立を支援します。

- 1 医療、相談及び判定を通して、援護の実施者である市町村及び障害のある方を
ケアマネジメントの視点で支援します。
- 2 関係機関と連携し、宮城県の地域リハビリテーションを推進します。
- 3 リハビリテーションの専門的・技術的な中枢機関として、調査及び研究を行うと
ともに、人材育成に努めます。

平成 18 年 4 月策定

1 地域リハビリテーション推進強化事業

本県では、「高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して送れる社会に必要なリハビリテーションサービスが、総合的かつ一貫性をもって提供されるための体制づくり」を目指し、一次圏域（市町村レベル）、二次圏域（障害保健福祉圏域レベル）及び三次圏域（全県レベル）の三層体制により、地域リハビリテーション推進体制の充実を図っています。

当センターでは、地域リハビリテーション推進体制の中核機関（三次機関）として、支援機能の強化を図るため、関係機関・団体等とのネットワークの構築、一次・二次圏域への技術支援、リハビリテーション資源の調査及び人材育成を推進しています。

地域リハビリテーション推進事業では、令和3年度から事業の主な対象を障害児・者に移行し、障害児・者の地域生活を支援するため、各種事業を実施しています。

（１）リハビリテーション相談支援事業

保健福祉事務所からの依頼に基づき職員を派遣し、在宅や施設等で生活する障害児・者等の生活上の課題の解決に向けた支援を行っています。

また、ALS（筋萎縮性側索硬化症）等の難病患者を含む重度障害者のコミュニケーションに関する相談や、身体障害者及び高次脳機能障害者の自動車運転に関する当事者、家族及び支援者からの相談に対応しています。

これらの相談に活用するリハビリテーション関連機器（コミュニケーション支援機器、自動車運転補助装置等）は、当センターで展示、体験及び一部貸出を行っています。

あわせて、保健福祉事務所が相談支援を行う際に必要となる簡易な福祉用具等の製作支援も実施しています。



（２）障害児者支援機能強化事業

保健福祉事務所が市町村や事業所等に対して実施する保健福祉事業等を支援するため、当センターでは依頼に応じて職員を派遣し、専門的な助言等を行っています。

また、県内外のリハビリテーション関係機関・団体との情報交換や連携を通じて、地域リハビリテーション推進体制の充実を図っています。

（３）障害児者支援人材育成事業

主に在宅や施設で生活する障害児・者を支援する事業所職員等を対象に、支援技術の向上及び人材育成を目的とした研修会を実施しています。



（４）障害児者支援普及啓発事業

障害特性の理解促進、福祉用具及び障害者の社会参加等に関する普及・啓発を実施しています。

福祉用具については、難病患者等が使用するコミュニケーション支援機器を実際に体験することで、使用方法や活用場面への理解を深めることができるため、障害児・者等を直接支援する職員（訪問看護事業所、障害福祉サービス事業所、市町村障害福祉担当課等）を対象に、体験を通じた普及・啓発研修を実施しています。

また、障害児・者への支援に関するサポートブックやガイドブック等を作成・配布するとともに、当センターのホームページに掲載しています。



（５）調査・研究事業

地域リハビリテーションの推進に必要なリハビリテーション資源の充実及びリハビリテーションサービスの質の向上を図るため、調査・研究を実施しています。

（６）実務者会議等

保健福祉事務所の地域リハビリテーション事業担当職員等を対象に、本事業の円滑な推進に必要な事項を協議する会議及び研修を実施しています。

2 身体障害者更生相談事業

身体障害者福祉の推進を図るため、専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導、医学的、心理学的及び職能的判定、身体障害者手帳の交付並びに補装具の処方・適合判定及び自立支援医療（更生医療）の要否判定を行っています。

これらの業務を通じて、身体障害者の日常生活及び社会生活における能力の回復・向上を図るとともに、社会参加を支援しています。

（１）身体障害者手帳の交付等

身体障害者手帳の交付を行うとともに、身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する指定医師について、審議会の審査を経て身体障害者手帳の申請に必要な診断書・意見書を作成する医師として指定しています。

（２）補装具の処方及び適合判定

市町村からの依頼に基づき、所内相談、巡回相談及び在宅相談において、補装具の処方及び適合判定を実施しています。

肢体不自由者相談	(所内)	毎週木曜日 年間 43 回
〃	(巡回)	毎週水曜日（一部の木曜日） 年間 50 回
聴覚障害者相談	(所内)	毎月第 1・3 月曜日 年間 24 回
視覚障害者相談		随時 年 5 回程度

（３）自立支援医療（更生医療）の要否判定及び医療機関の指定

市町村からの依頼に基づき、専門医による自立支援医療（更生医療）の要否判定を行っています。

また、医療機関からの申請に基づき、審議会の審査を経て、指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）の指定を行っています。

障害者更生医療相談（腎臓）	毎月第 2・4 水曜日 年間 24 回
障害者更生医療相談（心臓・小腸・免疫・肝臓・肢体不自由等）	随 時

（４）地域リハビリテーション推進事業

① 身体障害者地域リハビリテーション相談事業

地域における身体障害者のリハビリテーションの充実・強化を図るため、保健、医療及び福祉等の関係機関と連携し、補装具判定等のため相談会場への来所が困難な重度身体障害者や、在宅での相談・指導が必要と認められる身体障害者を対象に、在宅訪問を実施しています。

② 補装具適正化事業

補装具費支給に係る判定、処方及び製作等に携わる関係者の資質向上並びに補装具費支給業務の適正化を図るため、関係機関を対象に、研修会、情報交換会、検討会及び審査会を開催しています。

③ 障害者支援施設利用者相談事業

補装具を使用する施設利用者について、補装具の使用状況及び使用環境を確認するとともに、施設職員に対し、補装具の装着方法及び使用方法の指導等を行っています。

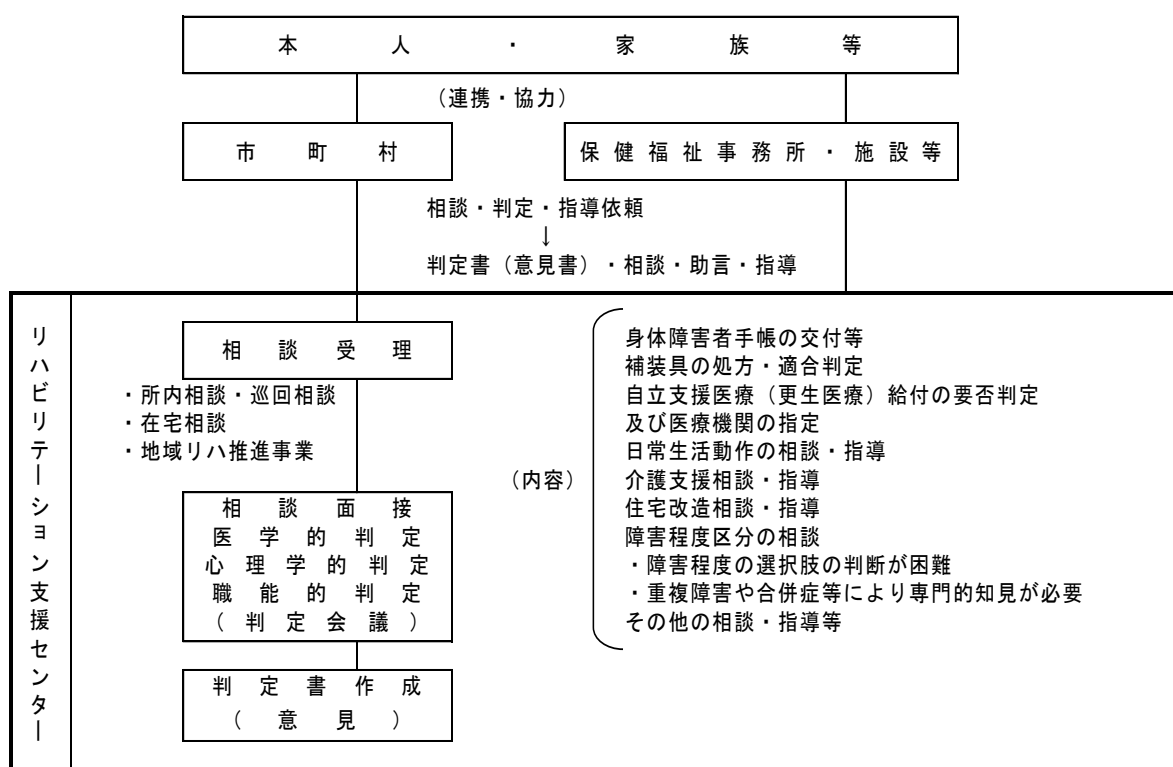
④ 身体障害者福祉担当職員等研修会

市町村職員を対象に、業務の円滑な推進及び資質の向上を図るため、研修会を開催しています。

⑤ 地域生活支援スタッフ研修会

地域リハビリテーションの推進を図るため、関係者を対象としてセミナー等を開催し、関係機関相互のネットワークの構築を図っています。

《 業 務 系 統 図 》



3 知的障害者更生相談事業

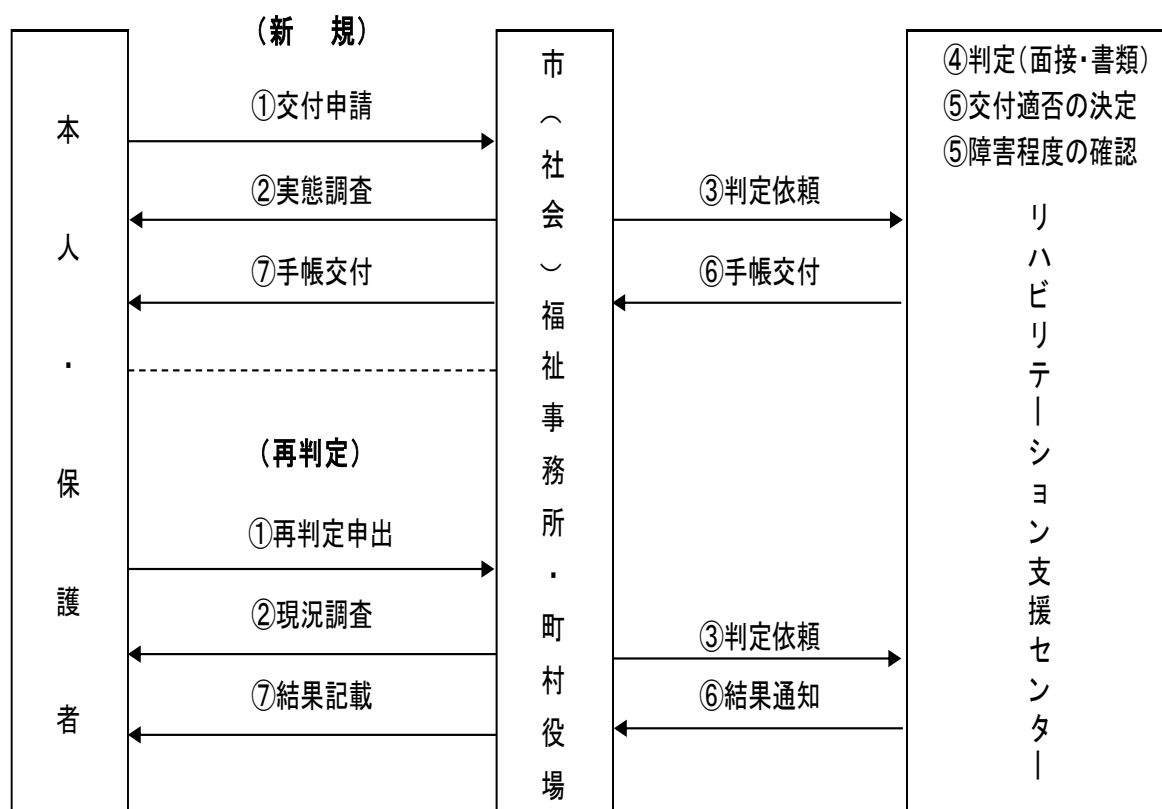
知的障害者の自立及び社会参加を支援するため、市町村と連携しながら、政令指定都市である仙台市を除く県内の18歳以上の知的障害者に対する判定及び相談支援を行うとともに、児童及び18歳以上の知的障害者に対する療育手帳の交付を行っています。

また、市町村等の職員を対象に研修会を開催するとともに、市町村等からの依頼に基づき、支援困難事例に対する後方支援を行うことで、地域における相談支援の質の向上を図っています。

(1) 療育手帳の交付等

医学的、心理学的判定及び社会調査に基づき、療育手帳の交付の適否を判定するとともに、療育手帳所持者については、一定期間ごとに再判定を実施し、障害の程度を確認しています。

《療育手帳の交付及び交付後の障害程度の確認に関する判定の流れ》



(2) 相談判定

① 来所相談

ア 総合来所相談

仙台市を除く県内に居住する来所可能な知的障害者等を対象に、精神科医、保健師、心理判定員、ケースワーカー等による医学的、心理学的及び職能的判定並びに社会調査を実施しています。

また、市町村の知的障害福祉担当職員の参加を得て判定会議を開催するとともに、地域生活に関する相談支援を行っています。

イ 一般来所相談

医学的判定を要しない者を対象に、心理学的判定及び社会調査を実施するとともに、必要な相談支援を行っています。

② 巡回相談

申請者の利便性及び障害の程度を考慮し、保健福祉圏域ごとに年間計画を策定した上で巡回相談を実施し、判定を行っています。

また、来所相談と同様に、地域生活に関する相談支援を行っています。

(3) 知的障害者福祉担当職員研修会の開催

市町村の知的障害福祉担当職員及び相談支援事業所の職員等を対象に研修会を開催し、支援に必要な知識及び技術の習得並びに対応力の向上を図っています。

(4) 地域生活支援の推進

知的障害者に関する相談支援のうち、専門的な知識及び技術を必要とする支援困難事例について、市町村等からの依頼に基づき、支援検討会議への出席等を通じて後方支援を行っています。

4 診療部門における リハビリテーション事業

リハビリテーション科、整形外科及び脳神経外科を標榜する附属診療所において、治療に加え、支援計画に基づき、心身機能、生活状況及び生活環境の評価を行うとともに、身体機能や活動能力の維持・改善及び地域生活への参加につながるリハビリテーションを実施しています。

（１）障害者医療相談事業（障害者クリニック）

障害のある方（若年障害者、脳性麻痺のある方等）を対象に、身体機能の評価、日常生活に関する相談、補装具に関する相談及び痙縮に対する治療について、専門医による診療を行っています。また、各種診断書及び意見書の作成も行っています。

【診療日時】月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

（２）外来リハビリテーション医療

地域の医療機関からの紹介や、支援者及び当事者からの要望に応じて、肢体不自由・コミュニケーション障害等のある方を対象に、医師の指示の下、理学療法士及び言語聴覚士の専門職が、障害児（者）リハビリテーション、脳血管疾患等リハビリテーション及び運動器リハビリテーション医療を提供しています。

【診療日時】月曜日～金曜日 午前9時～午後4時

（３）障害者検診事業

身体障害のある方の中には、機能低下が生じて早期に相談できる機会が少なく、二次障害が生じる場合があります。このため、ポリオや脳性麻痺等による身体障害のある方を対象に検診を実施し、身体機能及びADL（日常生活動作）等の評価や医療相談を行うとともに、残存機能の維持・改善及び症状の緩和に向けた助言等を行っています。

また、センターでの受検が困難な方の受検機会を確保するため、令和8年度は2圏域において2回（大崎：1、気仙沼：1）巡回による検診を実施します。

【実施日】水曜日（日時は申込者と相談の上、個別に調整）

5 高次脳機能障害者支援事業

本県では、当センター、東北医科薬科大学病院及び仙台市障害者総合支援センター（ウェルポートせんだい）を高次脳機能障害支援拠点機関として指定しています。高次脳機能障害のある方が住み慣れた地域で、医療、福祉及び就労等の切れ目のない支援を受けられるよう、高次脳機能障害支援ネットワークを構築しています。当センターでは、来所相談及び巡回相談による相談支援のほか、普及・啓発、研修会の開催、社会資源に関する調査等を実施しています。

（１）相談事業

当事者、ご家族及び関係者からの電話、来所等による相談に応じるとともに、市町村、保健福祉事務所、障害福祉サービス事業所等からの依頼に基づき、地域に出向いて相談支援を行っています。

（２）研修事業

当事者及び家族等の相談支援に携わる関係者を対象に、高次脳機能障害の理解及び支援に関する研修会を開催しています。また、関係機関が開催する研修会等に講師として職員を派遣しています



（３）担当職員養成事業

担当職員は、国立障害者リハビリテーションセンターが主催する研修会及び会議への参加や、先進的な取組の視察等を通じて、専門的知識及び技術の習得並びに資質の向上に努めています。

（４）普及啓発事業

高次脳機能障害への理解促進を図るため、県民向け動画の作成及びホームページへの掲載並びに医療・福祉関係者向けチラシの作成・配布等により、普及・啓発を実施しています。

（５）支援体制の整備

当事者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・福祉等の関係機関によるネットワーク会議の開催、保健福祉事務所が実施する家族交流会や主務課（精神保健推進室）が実施する高次脳機能障害支援者養成研修への協力、県事業を活用した普及・啓発等を通じて、高次脳機能障害支援体制の整備を推進しています。

《高次脳機能障害者支援事業概念図》

